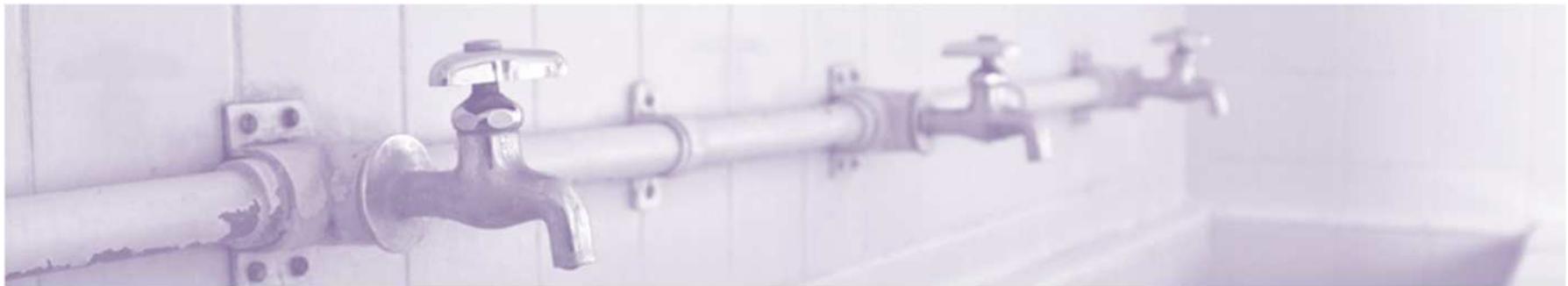




第3回 都城市上下水道料金等審議会 資料

今後の経営見通しについて



令和7年2月28日
都城市上下水道局



1 これまでの振り返り

- 1) これまでの審議会での主な説明概要
- 2) 第2回審議会における、委員からの主な質問・意見

2 これまでの経営状況について

- 1) これまでの経営状況及び耐震化について

3 今後の経営状況について

- 1) 投資・財政計画について
- 2) 今後の経営状況について

4 適正な料金水準について

- 1) 料金算定のプロセスについて
- 2) 料金水準の算定について
- 3) 市民への影響額について
- 4) 県内他市との比較について



1 これまでの振り返り

1) これまでの審議会での主な説明概要

- 【第1回】水道事業会計の仕組み ⇒ **独立採算！施設の更新や耐震化を含めて料金収入で賄う！**
- 【第2回】施設の耐震化 ⇒ **全国平均より低い！施設の更新や耐震化が急務！**

◆水道施設の耐震化率

施設		全国平均	県平均	本市
急所施設	取水施設	46%	10%	-
	導水管	34%	25%	34%
	浄水施設	43%	23%	7%
	送水管	47%	41%	60%
	配水池	67%	49%	8%
重要施設に接続する管路等		39%	27%	8%

◆今後40年の中長期事業計画（案）

	R5	R10	R15	R20	R25	R26~R46	
今後の事業計画	川東浄水場母碧丘配水池の更新		58億円			志和池配水池の更新	13億円
			菖蒲原浄水場の更新		34億円	大牟田配水池の更新	3億円
			大浦・中郷浄水場の更新		10億円	南横浜市配水池の整備	50億円
			高城浄水場の更新		21億円	一万城浄水場の更新	59億円
			16億円	赤星水管橋の更新			
		管路整備、老朽管更新					64.7億円
		事業費合計					911億円

2) 第2回審議会における、委員からの主な質問・意見

- 施設の更新順序の考え方について、基準等はあるのか？
⇒ 基本的には、古い施設から更新するが、人口規模や人口増等も考慮し、総合的に判断している
- 今後の事業計画には、井戸の耐震化に係る事業費は含まれていないようだが、どう考えているか？
⇒ 井戸については、今後、耐震診断を行い、必要に応じて計画に加えていく
- 内部留保資金等が示されているが、貸借対照表や損益計算書といった資料の提示はないのか？
⇒ 次回の審議会において、財務諸表を示しながら経営状況の説明を行う
- 耐震化に必要な予算は非常に大きく、市民がこの先の長く続く大きな借金を背負うということを理解しながら、重要施設を優先して耐震化する必要がある。また、耐震化が遅れてしまった検証と今後の方針を検討すべき（意見）



2 これまでの経営状況について

1) これまでの経営状況及び耐震化について

- 昭和31年の営業開始から70年、非現金支出や純利益を積み立て、将来の投資の財源となる「**内部留保資金**」を確保しながら安定的に経営
- 耐震化率が全国平均に比べ低いのは、耐用年数等を総合的に判断し、今後、施設更新に着手することや、交付金を活用した基幹管路の更新を優先してきたことが要因

◆ これまでの内部留保資金残高と純損益の推移



◆ これまでの料金改定状況

改定年月	平均改定率	改定の主な理由及び内容	水道料金 (月額) (一般家庭モデル Φ13、20㎡)	
S31.4	-	昭和31年4月1日営業開始	524円	-
S48.6	44.17%	高度経済成長に伴う各種物価の高騰	760円	(+236)
S50.4	63.76%	電気料金が対前年比で約52%値上げ	1,100円	(+340)
S52.6	40.80%	長引く経済不況による水需要の減少と物価高騰の継続	1,470円	(+370)
S57.6	45.20%	電気料金が対前年比で約50%値上げ	2,130円	(+660)
H22.4	料金統一	市町合併に伴い旧都城市の料金体系に統一(激変緩和措置)	-	-



3 今後の経営状況について

1) 投資・財政計画について

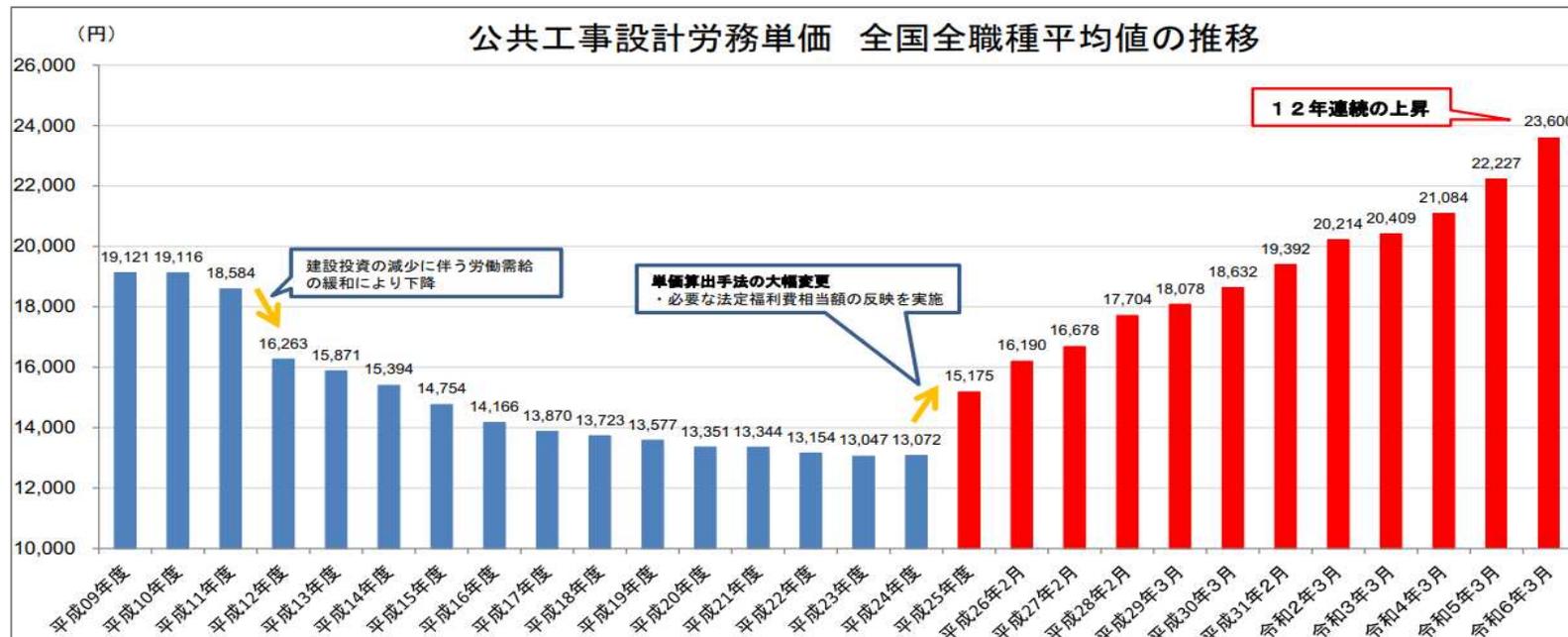
①水道事業を取り巻く背景・社会情勢等

【背景1】耐震化・老朽施設更新の加速！

能登半島地震等で、上下水道施設の耐震化の重要性が改めて明らかとなり、強靱で持続可能な水道施設の構築が急務である

【背景2】労務単価や資材価格高騰等の影響大！

労務単価と資材価格の高騰等により、委託料や修繕料、工事費が増加している



出典：国土交通省（令和6年2月16日）令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について



3 今後の経営状況について

1) 投資・財政計画について

② 今後10年の財政状況

水道事業と簡易水道事業の合算

区分	単位	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
給水人口 ※	千人	158.7	157.9	156.7	155.9	157.7	158.9	159.1	159.2	159.3	159.2	159.5	159.7	160.3	160.5	160.8
年間総有収水量	万m3	1,661	1,672	1,670	1,654	1,637	1,670	1,674	1,675	1,681	1,677	1,679	1,681	1,696	1,696	1,696
水道料金収入	億円	21.4	21.4	21.5	21.2	21.0	21.5	21.5	21.5	21.6	21.5	21.5	21.5	21.7	21.7	21.7
水道加入金	億円	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
その他	億円	3.3	4.0	3.5	3.3	3.6	3.4	3.6	3.8	3.8	4.0	1.6	1.7	1.6	1.6	1.6
(1) 収益的収入計	億円	25.0	25.8	25.4	24.9	25.0	25.3	25.5	25.7	25.8	25.9	23.5	23.6	23.7	23.7	23.7
職員給与費	億円	3.2	3.8	3.5	3.2	3.5	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
減価償却費	億円	9.5	10.0	10.1	10.1	10.3	11.1	11.8	12.0	12.3	12.7	13.5	14.5	15.0	15.5	15.9
支払利息	億円	1.8	1.7	1.6	1.5	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8
その他	億円	8.5	9.6	8.3	8.5	9.3	9.3	9.6	9.1	9.0	9.0	9.1	8.9	9.1	9.0	8.9
(2) 収益的支出計	億円	23.0	25.1	23.5	23.3	24.7	25.4	26.6	26.4	26.7	27.2	28.2	29.2	30.0	30.5	30.9
(3) 純損益	億円	2.0	0.7	1.9	1.6	0.3	-0.1	-1.1	-0.7	-0.9	-1.3	-4.7	-5.6	-6.3	-6.8	-7.2
(4) 資本的収入	億円	19.5	18.1	9.2	14.7	21.0	23.0	15.1	12.6	14.1	16.2	19.1	14.3	18.3	14.7	12.8
(5) 資本的支出	億円	39.8	24.5	21.8	26.1	33.8	37.7	26.7	29.1	32.3	37.5	44.7	33.1	42.1	34.1	28.8
(6) 不足額	億円	20.3	6.4	12.6	11.4	12.8	14.7	11.6	16.5	18.2	21.3	25.6	18.8	23.8	19.4	16.0
内部留保資金残高	億円	28.4	34.6	34.8	36.3	36.9	35.3	35.9	32.2	27.2	19.0	4.0	-4.4	-17.6	-26.6	-32.4
企業債残高	億円	124	133.4	135.2	141.5	151.8	166.6	173.2	176.9	181.7	188.0	197.0	200.6	212.0	213.9	214.9

※給水人口は、都城市の現住人口を基に人口減少対策の効果と普及率の伸び等を加味し推計

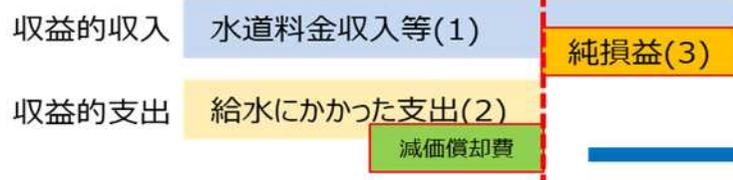
3 今後の経営状況について

1) 投資・財政計画について

② 今後 10 年の財政状況

	区分	費用・経費等に関する考え方
(1)	収益的収入	人口減少対策による人口増を想定、水道料金収入は微増
(2)	収益的支出	給与費は現状水準で推移と想定、事業費の増により減価償却費・支払利息の増
(3)	純損益	収入以上に支出が増加していくため、利益をあげられず損失へ (1)-(2)
(4)	資本的収入	事業費の増により企業債借入の増
(5)	資本的支出	川東浄水場更新事業等の耐震化による増、管路更新は年間約16億円で試算
(6)	不足額	川東浄水場更新事業等により事業費が増加していくため、不足額も増加 (4)-(5)

■ 収益的収支（水道水をお届けするための収支）



■ 資本的収支（施設を作るための収支）

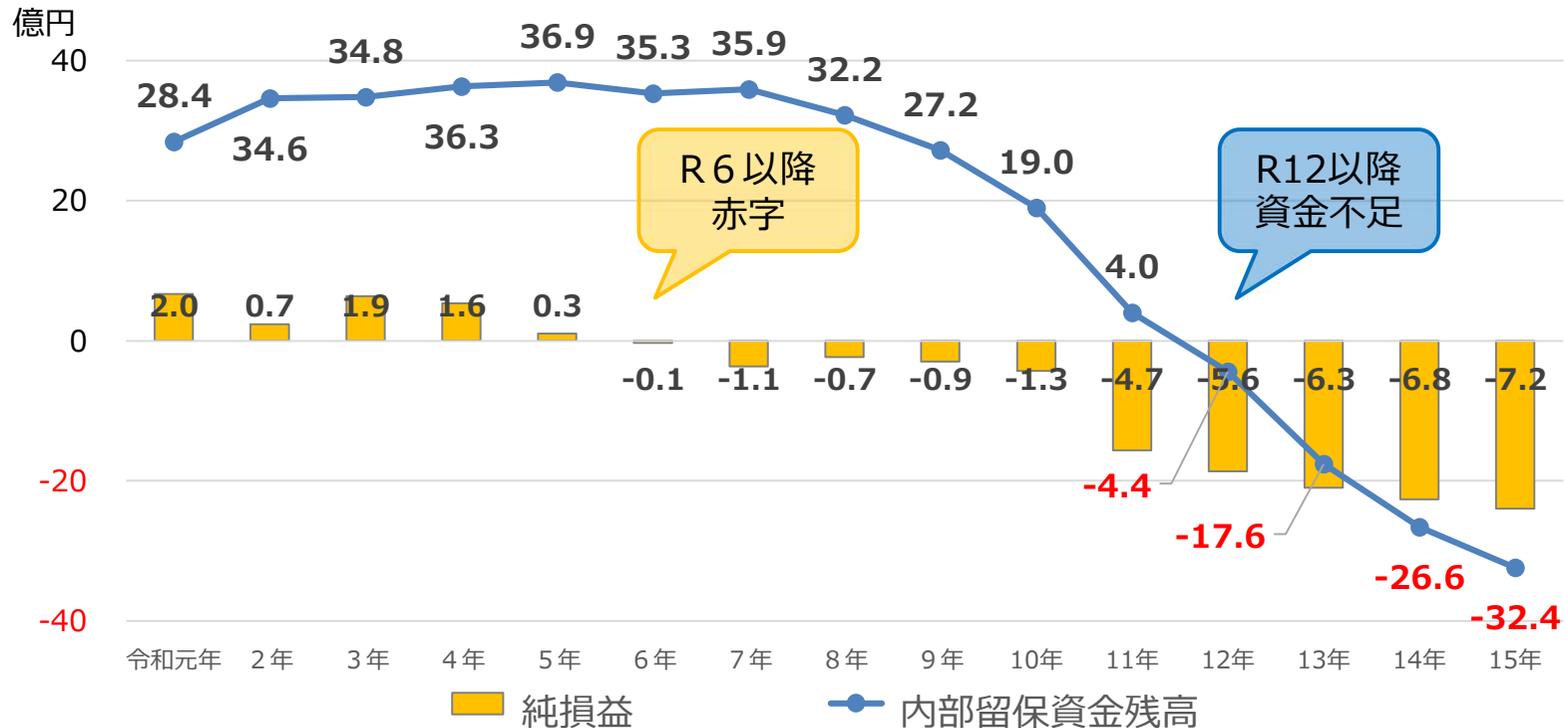


3 今後の経営状況について

2) 今後の経営状況について

不足分が増えることで、内部留保資金が減少していく

◆内部留保資金残高と純損益の予測



可能な限りの経営努力を行ってきたが、令和6年以降 **赤字** となり

令和12年度に **資金不足** に陥る！



3 今後の経営状況について

2) 今後の経営状況について

水道事業は地方公営企業法によって経営していて、独立採算で運営

地方公営企業法

独立採算（第17条の2）

- ・その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

水道事業に係る経費は、水道料金収入で、まかなわなければならない!!

料金（第21条）

- ・料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるものでなければならない

水道料金は、赤字にならないよう、適正な原価を基に決めなければならない!!

今後も、経費の削減や収入の確保に努めるが、川東浄水場をはじめとする大規模更新事業や管路の耐震化、労務単価・資産価格高騰などにより



経営体力の強化を図るため **水道料金の改定は必要！！**



4 適正な料金水準について

1) 料金算定のプロセスについて



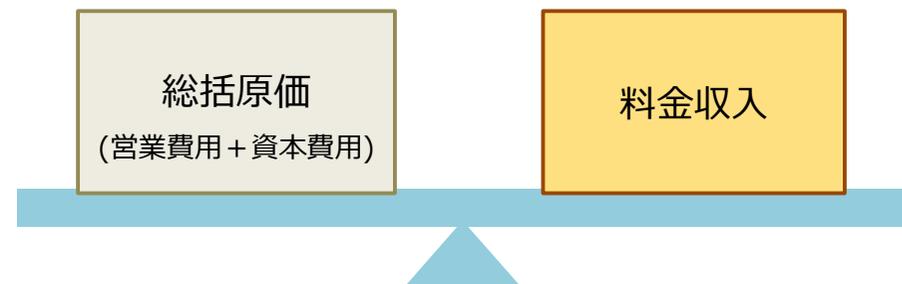
料金算定期間

料金算定の基礎となる原価を集計する期間
3年～5年を基準に設定することが妥当
 今回の検証では、**R8～12年度の5年間**

※水道法施行規則第12条第2項

総括原価

公営企業としてなすべき正常な努力を行い、
 必要な**営業上の費用**に、健全な経営を維持
 するために必要な**資本費用**を加えたもの



総括原価と料金収入が等しくなるように料金を設定！

4 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について（水道事業）

総括原価（営業費用 + 資本費用）

単位：百万円

		R8	R9	R10	R11	R12	計
		営業費用	人件費 動力費 修繕費 減価償却費 資産減耗費 その他 ※水道料金以外の 収入分を除く	2,013	2,027	2,061	2,147
資本費用	支払利息	146	150	155	163	178	792
	資産維持費 ※	119	119	119	119	119	595
合計		2,278	2,296	2,335	2,429	2,520	① 11,858
料金収入		2,063	2,067	2,061	2,062	2,063	② 10,316

総括原価
5年間で
118億
5,800万円

※資産維持費

水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額で、対象資産から算出する

4 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について

料金収入（＝総括原価（営業費用＋資本費用））



料金算定期間において

総括原価に見合うだけの水道料金収入を見込むには、現在試算している

水道料金収入103億1,600万円では、
15億4,200万円の不足！

（①11,858百万 - ②10,316百万 = 1,542百万）

不足分を確保するためには、

平均改定率14.95%の改定が必要！

（1,542百万 ÷ ②10,316百万 = 0.1495）

料金改定を見込んで

投資・財政計画を再試算

4 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について

◆改定を見込んだ今後10年の財政状況

上水道事業と簡易水道事業の合算

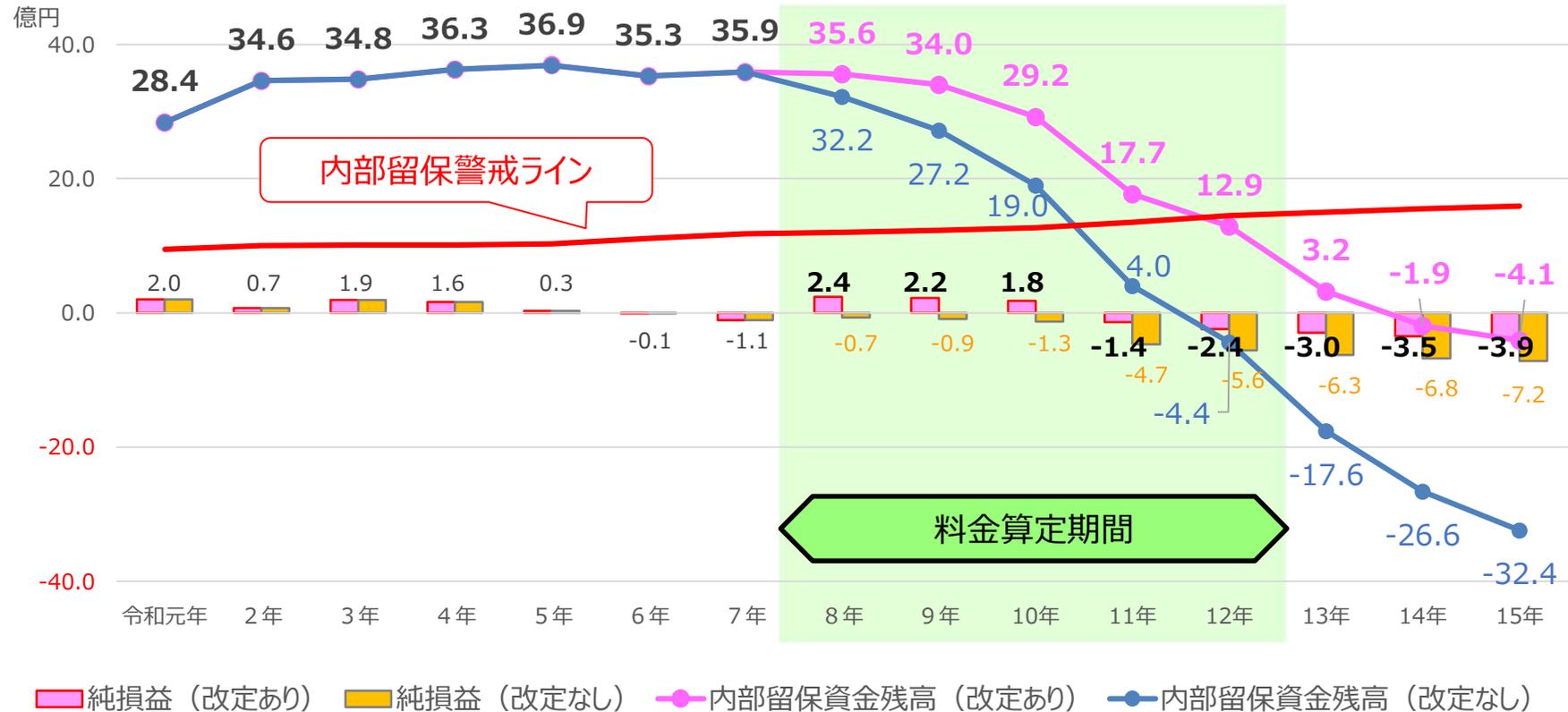
区分	単位	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
給水人口	千人	158.7	157.9	156.7	155.9	157.7	158.9	159.1	159.2	159.3	159.2	159.5	159.7	160.3	160.5	160.8
年間総有収水量	万m ³	1,661	1,672	1,670	1,654	1,637	1,670	1,674	1,675	1,681	1,677	1,679	1,681	1,696	1,696	1,696
水道料金収入	億円	21.4	21.4	21.5	21.2	21.0	21.5	21.5	24.8	24.8	24.7	24.8	24.8	25.0	25.0	25.0
水道加入金	億円	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
その他	億円	3.3	4.0	3.5	3.3	3.6	3.4	3.6	3.6	3.7	3.9	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
収益的収入計	億円	25.0	25.8	25.4	24.9	25.0	25.3	25.5	28.8	28.9	29.0	26.8	26.8	27.0	27.0	27.0
職員給与費	億円	3.2	3.8	3.5	3.2	3.5	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
減価償却費	億円	9.5	10.0	10.1	10.1	10.3	11.1	11.8	12.0	12.3	12.7	13.5	14.5	15.0	15.5	15.9
支払利息	億円	1.8	1.7	1.6	1.5	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8
その他	億円	8.5	9.6	8.3	8.5	9.3	9.3	9.6	9.1	9.0	9.0	9.1	8.9	9.1	9.0	8.9
収益的支出計	億円	23.0	25.1	23.5	23.3	24.7	25.4	26.6	26.4	26.7	27.2	28.2	29.2	30.0	30.5	30.9
純損益	億円	2.0	0.7	1.9	1.6	0.3	-0.1	-1.1	2.4	2.2	1.8	-1.4	-2.4	-3.0	-3.5	-3.9
資本的収入	億円	19.5	18.1	9.2	14.7	21.0	23.0	15.1	12.6	14.1	16.2	19.1	14.3	18.3	14.7	12.8
資本的支出	億円	39.8	24.5	21.8	26.1	33.8	37.7	26.7	29.1	32.3	37.5	44.7	33.1	42.1	34.1	28.8
不足額	億円	20.3	6.4	12.6	11.4	12.8	14.7	11.6	16.5	18.2	21.3	25.6	18.8	23.8	19.4	16.0
内部留保資金残高	億円	28.4	34.6	34.8	36.3	36.9	35.3	35.9	35.6	34.0	29.2	17.7	12.9	3.2	-1.9	-4.1
企業債残高	億円	124	133.4	135.2	141.5	151.8	166.6	173.2	176.9	181.7	188.0	197.0	200.6	212.0	213.9	214.9



4 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について

◆改定を見込んだ内部留保資金残高と純損益の予測（改定なしとの比較）



料金改定により、内部留保警戒ラインでの経営が可能！

※料金算定期間後においても、適正な料金について継続的な検証が必要！
 水道法施行規則第17条の4第5項「収支の試算については、3～5年ごとに見直すよう努めること」

4 適正な料金水準について

3) 市民への影響額について

◆一般家庭への影響額

(水道・簡水：口径13mm、1か月計算、税込)

世帯 人数	使用 水量	現行料金	改定料金	1か月当たり影響額
		①	②	③ = ② - ①
1人	8m ³	759円	851円	92円
2人	14m ³	1,551円	1,775円	224円
3人	19m ³	2,211円	2,545円	334円
4人	23m ³	2,838円	3,293円	455円

※使用水量は、東京都の生活用水実態調査により算出

◆一般家庭以外の各口径使用者への影響額

(水道・簡水：1か月計算、税込)

口径	平均的な 使用水量	現行料金	改定料金	1か月当たり影響額
		①	②	③ = ② - ①
25mm	66m ³	11,176円	13,134円	1,958円
40mm	191m ³	38,742円	43,813円	5,071円
50mm	290m ³	61,633円	69,432円	7,799円
75mm	493m ³	108,515円	121,880円	13,365円

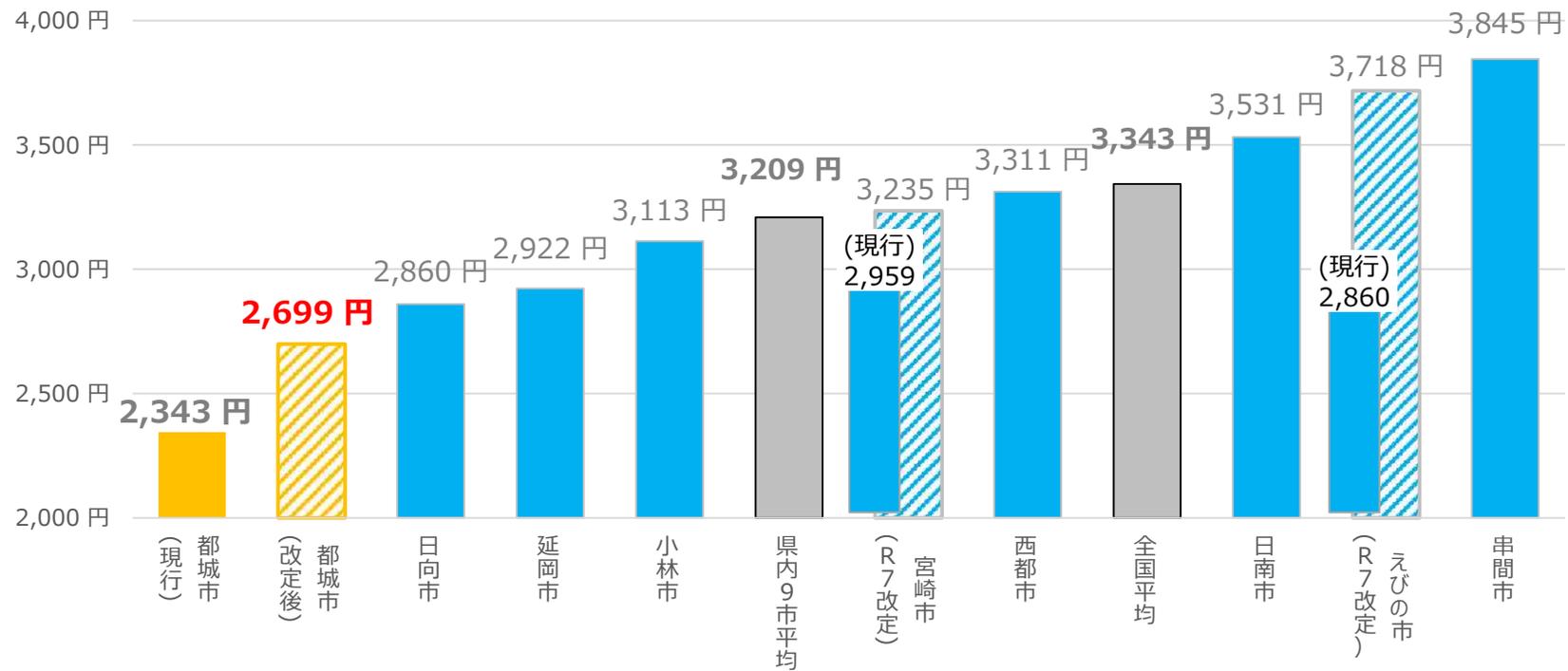
※平均的な使用水量は、各口径の令和5年度実績値から算出 15



4 適正な料金水準について

4) 県内他市との比較について 水道料金比較 (県内9市)

◆一般家庭使用のモデル (口径13mm 1か月使用水量20m³ 税込)



事業継続のためには **平均改定率14.95%の改定が必要**



**第4回審議会では、
適正な水道料金について
料金体系の検証や
最新の国の動向を踏まえ
更に、ご審議いただきます**